

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月 5日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 鈴木 知 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月20日 午前 9時00分から 令和 7年11月27日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 3日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月11日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 7年12月 4日 午前 9時20分から 令和 7年12月 8日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月 5日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	40,860,000 32,688,000		8,172,000	18,842	4,037

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区豪徳寺二丁目1081番地10

家屋 番号 1081番10の5

種 類 居宅

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 72.71平方メートル
2階 33.05平方メートル

共有者 A 持分6分の1

共有者 B 持分6分の4

共有者 C 持分6分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 10 月 9 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 鈴木 知 保

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件共有者 B が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件建物のために、その敷地（地番 1081 番 10、地積 1359.47 平方メートルのうち約 192.85 平方メートル、所有者豪徳寺）につき借地権（賃借権）が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



11

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区豪徳寺二丁目 1081 番地 10

家屋 番号 1081 番 10 の 5

種 類 居宅

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 72.71 平方メートル
2 階 33.05 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

共有者 B 持分 6 分の 4

共有者 C 持分 6 分の 1



令和7年(ケ)第97号
令和7年7月4日受理
令和7年7月29日提出
(評価人：石原伸彦)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中野真英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区豪徳寺二丁目1081番地10

家屋 番号 1081番10の5

種 類 居宅

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 72.71平方メートル
2階 33.05平方メートル

共有者 A 持分6分の1

共有者 B 持分6分の4

共有者 C 持分6分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	東京都世田谷区豪徳寺二丁目8番10号					
建物	物件1					
種類・構造及び床面積の概略	☒公簿上の記載とほぼ同一である ☐公簿上の記載と次の点異なる（☐主たる建物 ☐附属建物） ☐種類： ☐構造： ☐床面積：					
物件目録にない 附属建物	☒ない ☐ある { 種類： 構造： 床面積：					
占有者及び 占有状況	☒建物共有者B ☐その他の者 上記の者が本建物を居宅（残置動産のある空室）として使用している ☐「占有者及び占有権原」のとおり ☐					
その他の事項						
執行官保管の仮処分	☒ない ☐ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日					
敷地 （目的外土地）	「目的外土地の概況」のとおり					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

(目的外土地用〈单独〉)

目的外土地の概況（物件1関係）

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■D (申立人代理人弁護士) ■E (宗教法人豪徳寺土地管理事務所担当従業員)	1. 本件建物には、かつて共有者Bがその家族とともに住んでいましたが、今は誰も住んでいません。裁判上の和解において、当職が共有者Bから本件建物の鍵の引渡しを受けることになっていましたが、共有者Bと連絡がとれず、いまだ鍵の引渡しは受けていません。そのため、共有者B以外の者が本件建物を使用しているということはありません。 2. 本件建物にはF、G、Hの表札がありますが、F及びGは既に亡くなっていて、Hは共有者Bの家族です。なお、Fは、共有者Bの被相続人であるIの被相続人です。 1. 目的外土地は、当初、昭和38年11月6日付けで豪徳寺とFとの間で借地契約がされ、平成7年11月28日付けで豪徳寺とFの相続人であるIとの間で更新契約がされています。 上記の更新契約は、契約書上の賃借人はIになっていますが、当時の建物共有者らを代表する形であって、借地契約の当事者は建物共有者らということになります。その後相続を経て、現在の建物共有者らが目的外土地の賃借人になっていますが、現在の借地契約は、明確な合意の手続がないまま法定更新されている状態で、契約期間は平成24年1月1日から20年間ということになります。 (以上令和7年7月24日電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執 行 官 の 意 見

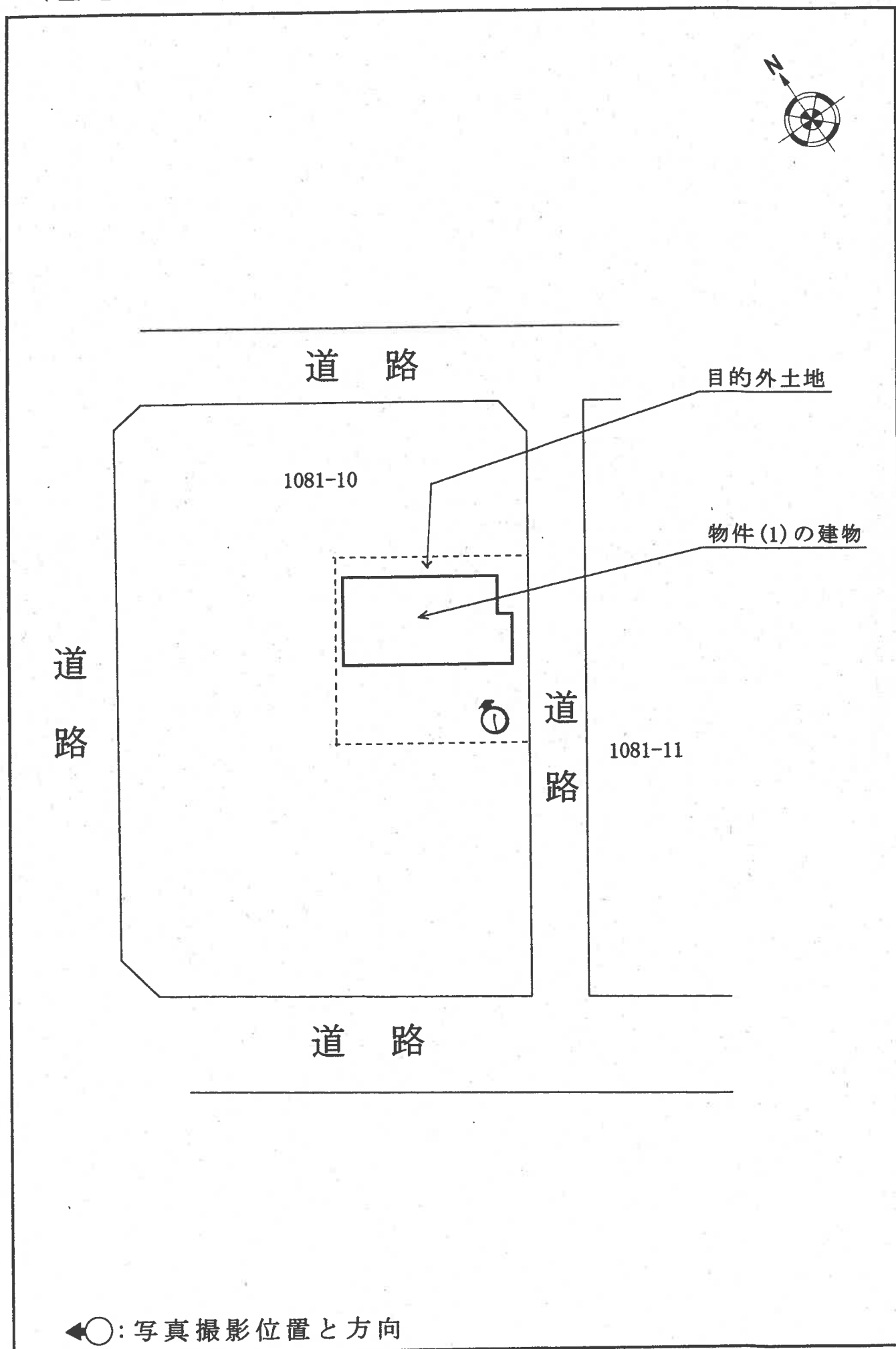
1. 本件建物の位置関係及び形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件建物は、目的外土地上に建てられており、目的外土地の概況及びその占有関係については、関係人の陳述及び提出された回答書・契約書等から、3枚目に記載のとおりと認められた。
目的外土地は、南東側が現況幅員約3.9メートルの区道に接面していた。
3. 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 立入調査時は不在であった。
 - ② 本件建物内には共有者B宛ての郵便物等が見受けられた。本件建物は、室内に家具や日常生活用品等の動産類があり、個人の居宅として使用されている状況であったが、生活感はなく、第三者による占有をうかがわせる徴表は見受けられなかった。
 - ③ 関係人からは、「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
4. 上記現場の状況及び前記関係人の陳述等から、本件建物は、共有者Bが居宅（残置動産のある空室）として占有しているものと認められた。

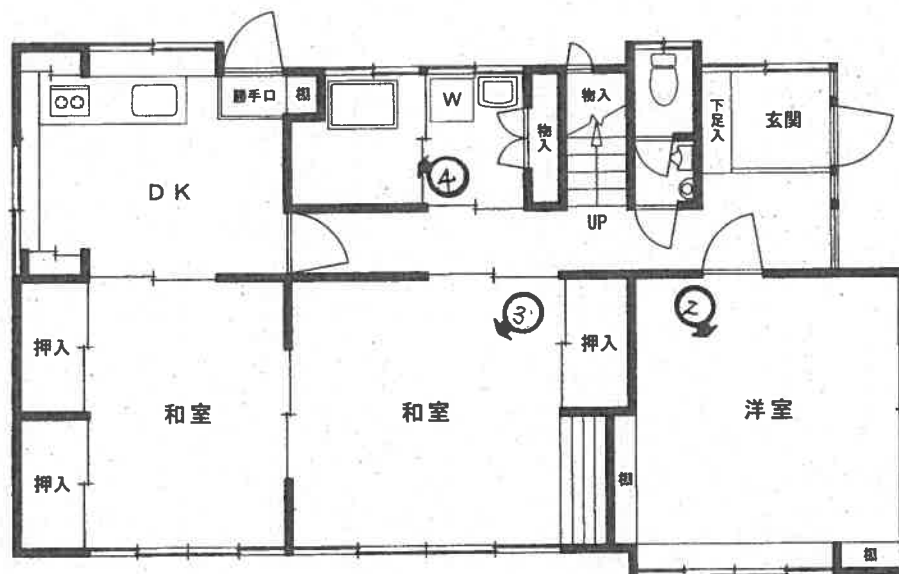
以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

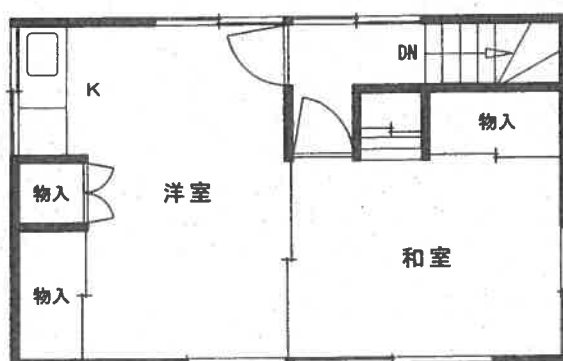
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月4日	当庁	■法人登記情報取得（豪徳寺）
令和7年7月4日	当庁（郵便）	■土地所有者（豪徳寺）に照会書送付
令和7年7月16日 11:20-11:58	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 □占有者等から面接聴取
令和7年7月24日 15:23-15:28	当庁（電話）	■申立人代理人弁護士Dから聴取
令和7年7月24日 16:52-17:04	当庁（電話）	■宗教法人豪徳寺土地管理事務所担当従業員 Eから聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和7年7月16日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Jを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり





1 階



2 階

←○ : 写真撮影位置と方向

1



2



3



4



令和 7 年（ケ）第 97 号

令和 7 年 7 月 16 日 現地調査

令和 7 年 8 月 22 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 石 原 伸 彦

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 40,860,000円

物件1は借地権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：世田谷区豪徳寺2丁目8番10号
番号	特 記 事 項		
	なし		

*現況欄に記載のない事項については，登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区豪徳寺二丁目1081番地10

家屋 番号 1081番10の5

種 類 居宅

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 72.71平方メートル
2階 33.05平方メートル

共有者 A 持分6分の1

共有者 B 持分6分の4

共有者 C 持分6分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1 建物の敷地（借地）の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	東急世田谷線「宮の坂」駅の東方約 440m（道路距離，徒歩約 6 分），小田急小田原線「豪徳寺」駅の南方約 930m（道路距離，徒歩約 12 分），世田谷区豪徳寺 2 丁目 8 番街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	中・小規模の一般住宅，低層のアパートが建ち並ぶ住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60%（指定） 150%（指定） 準防火地域（新たな防火規制区域） 第一種高度地区，建築物の高さの限度 10m， 敷地規模の最低限度 70 m ² ，緑化地域， 区役所周辺地区地区街づくり計画， 日影規制（4 時間・2.5 時間，1.5m） 宅地造成等工事規制区域，不燃化特区， 周知の埋蔵文化財包蔵地（特記事項参照）
画 地 条 件	地 形 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	192.85 m ² （契約面積） ほぼ正方形 間口約 13.8m，奥行約 13.9～14.1m 概ね平坦 特になし
接面道路の状況等	南東側で現況幅員約 3.9mの舗装区道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当）より 0～約 0.3m高く接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件 1 の建物の敷地として利用されている。建物の配置は附属資料「土地・建物位置関係図」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり ※供給処理施設における「あり」とは，建物の敷地の前面道路に該当施設の本管（以下，施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは，同様に，施設管が通っていないことをいう。「不明」とは，前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。

借地契約の概要	土地所有者との賃貸借契約の概要は以下のとおりである。 所 在：世田谷区豪徳寺2丁目 地 番：1081 番 10 のうち 契約面積：192.85 m² 地 目：宅地 貸 主：土地所有者 借 主：建物共有者ら 占有権原：賃借権 使用目的：非堅固建物所有 占有開始時期：昭和38年11月6日 契 約 日：昭和38年11月6日 最初の契約期間：昭和38年11月6日から昭和58年11月5日 まで20年間 更新の種別：法定更新 現在の契約期間：平成24年1月1日から令和13年12月31日 まで20年間 地 代：月額39,204円 支払時期：毎月末日限り当月分支払 地代前払：なし 敷金・保証金等：なし 地代滞納：なし 契約解除：なし 訴訟提起等：なし そ の 他：平成7年11月28日付土地賃貸借契約証書第15条において、更新料及び名義書替料については、更地借地権の2割に相当する金員を支払う旨約定されている。
特 記 事 項	<埋蔵文化財包蔵地について> ・本件借地は周知の埋蔵文化財包蔵地（世田谷城跡）に該当しており、世田谷区文化財係によれば、本件借地において発掘調査を実施した記録はないとのことである。なお、試掘調査の実施の有無等については、個人情報が含まれているので開示できないとのことである。 <水害リスクについて> ・世田谷区ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）において、浸水想定区域に該当している。 <その他> ・南西側隣地との境界に設置されたブロック塀の南東端が損傷している。

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和 39 年 12 月 20 日新築 約 61 年 ほぼ満了している。
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 板張り等 塗り壁, ビニールクロス, 板張り等 合板, 化粧石膏ボード等 畳, カーペット等 キッチン, 浴室, 洗面器, トイレ等 室内洗濯機置場あり
床面積(現況)	1 階 72.71 m ² 2 階 33.05 m ² 延 105.76 m ²	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 5 D K
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る（特記事項参照）	
建物の利用状況	建物共有者 B が占有し, 居宅（残置動産のある空室）として使用している。	

特 記 事 項	＜建築確認等について＞ ・ 世田谷区発行の台帳記載事項証明書によれば，本件建物は建築確認をうけているが，検査済証は交付されていない。 ＜保守管理の状態について＞ ・ 内装は老朽化している。 ・ 1 階西側和室天井は，雨漏りによるものと思われる合板の損傷がみられ，一部は剥落しかかっている。 ・ 1 階中央和室開口部の障子紙，1 階DK天井のボードに，大きな染み汚れがみられる。 ・ 2 階和室天井は，雨漏りによるものと思われる合板のたわみや剥がれがみられる。 ・ 2 階洋室の天井ボードに，大きな染み汚れが複数ヶ所みられる。 ・ 設備は老朽化しており，浴室の天井には黒カビが広がっている。 ・ 家具，寝具，衣類，生活用品等多くの物が残置されているほか，1 階DKの床にはゴミが散乱している。 ・ 1 階中央和室に敷かれているふとんの上に，動物の糞と思われる物が落ちていた。 ・ 外壁は老朽化しており，板の表面の剥がれが目立っているほか，一部に損傷や剥落がみられる。 ・ 建物東側の雨樋が損傷しており，下に雨水が落ちてくる状態になっている。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
205,000	× 105.76	× 0.03	= 650,000

総額(円)については，万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材，施工の程度等を観察し，その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：経済的耐用年数をほぼ満了しているが，建物の状態等を考慮して現価率を3%と判定した。

② 土地価格（借地）

物件１の敷地（借地）の建付地価格を次のとおり求めた。

更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
711,000	× 0.99	× 192.85	× 0.97	= 131,670,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（形状、間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 世田谷－34

(公示価格等) (時点修正) (標準化補正) (地域格差) (規準価格)
 $691,000 \text{ 円/㎡} \times 103.9/100 \times 100/100 \times 100/101 = 711,000 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

時 点 修 正：令和７年１月１日から評価日までの推定地価変動率である。

標準化補正：地価公示地は標準的画地であり、補正の必要なし。

地 域 格 差：地価公示地の所在地域は対象地域に比べ、街路条件でやや優ると判定した。なお、交通・接近条件については、最寄駅の性格も考慮して同等と判定した。

イ 個 別 格 差：減価要因として周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していることを考慮し、－１％（０.９９）と判定した。

ウ 地 積：借地契約面積による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

2 評価額の判定

前記1により求めた基礎となる価格（建物価格）に，土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
131,670,000	× 0.48	借地権	= 63,200,000

ア 建付地価格：前記1②オ

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を借地権と判定し，その割合は，近隣における借地権の取引慣行，課税上の割合等を参考に，建物の性質等を勘案して査定し，名義書替料（前記のとおり借地権価格の2割とする旨約定されている）を考慮して下記のとおり求めた。

土地利用権等割合：借地権割合 × (1 - 名義書替料相当率)

土地利用権等割合：0.60 × (1 - 0.20) = 0.48

② 評価額

建物価格 (円) ア	土地利用権等 価格の加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円)
(650,000	+63,200,000)	×1.00	×0.80	×0.80	= 40,860,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：借地権付建物は市場流通性に劣ること，建物の経済的耐用年数がほぼ満了していること（増改築承諾料発生の可能性），借地契約残存期間が短いこと（更新料発生の可能性及び更新料が高額な水準で約定されていること）等を考慮して，－20%の市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（世田谷－34）

所 在：世田谷区梅丘2丁目1363番11 「梅丘2－15－4」

価 格：691,000円／㎡

位 置：小田急小田原線「梅ヶ丘」駅の南方道路距離約710mに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：162㎡

供給処理施設：水道，ガス，下水

接 面 街 路：西側4.4m区道

用途指定等：第一種低層住居専用地域（建蔽率60%，容積率150%），
準防火地域

地域の概要：一般住宅，アパート等が見られる閑静な住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

現況測量図写

建物図面・各階平面図写

土地・建物位置関係図

以 上

令和7年8月22日

評価人 不動産鑑定士

石 原 伸 彦



公 図 写

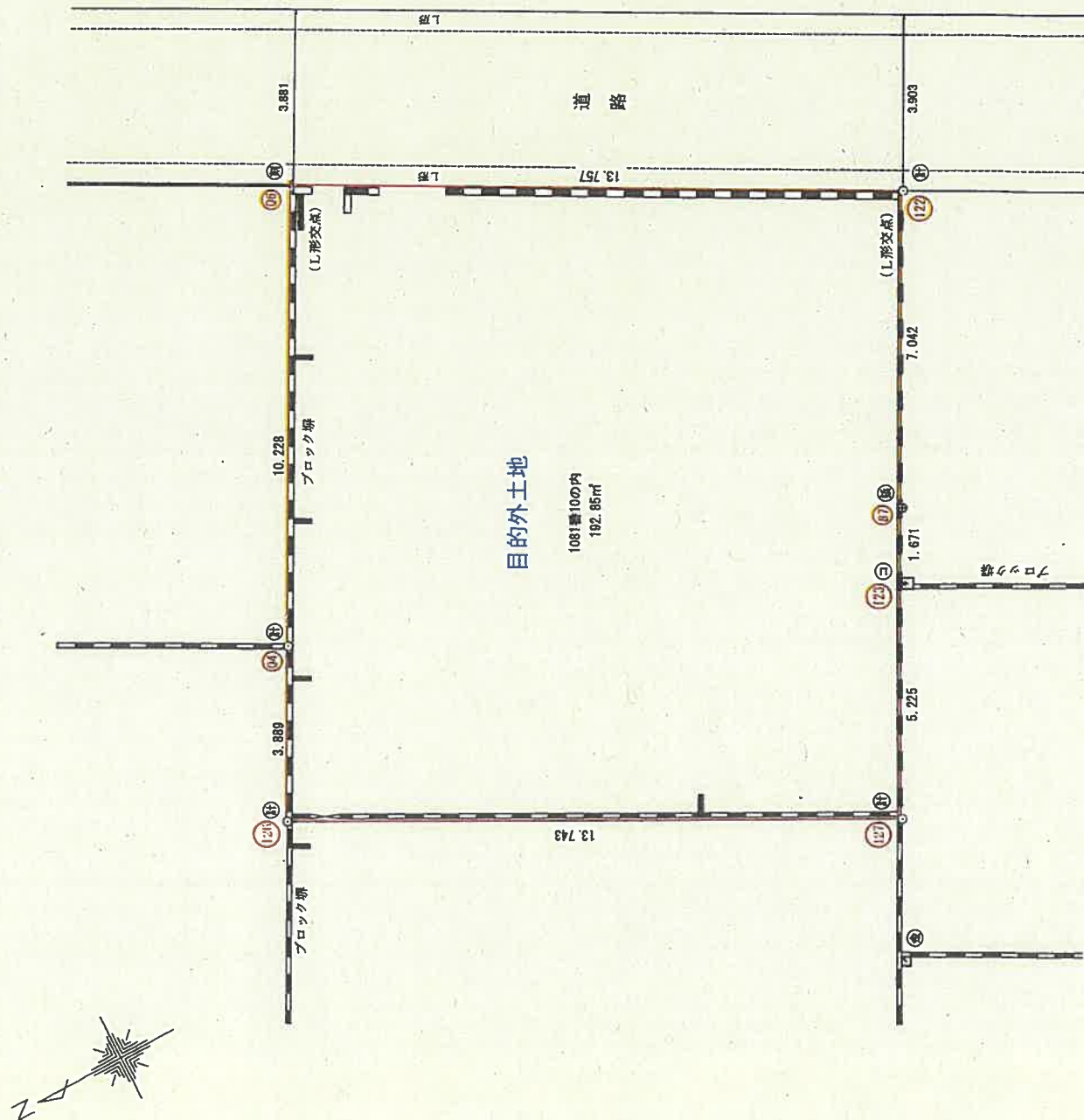
N

4

縮尺 1:600

地番区

豪徳寺



この図面はA3版をA4版に縮小したものです

※本図の境界点は未立会いであり、立会後の面積に増減が発生する可能性があります。

境界点	境界線の種類
①	石
②	鉄
③	コンクリート杭
④	鋼管 ()
⑤	鉄
⑥	計

求

地 号	测点号	X 原值	Y 原值	X _{n+1} - X _{n-1}	Y _n · (X _{n+1} - X _{n-1})
	06	486.570	482.481	-18.002	-8374.062862
	122	474.569	485.947	-8.785	-4259.043395
	87	477.885	479.734	4.102	1967.868868
	123	478.671	476.259	3.233	1546.211347
	127	481.118	475.642	14.920	8974.646804
	126	483.291	480.022	10.353	4999.667786
	04	491.471	483.459	-6.421	-3200.862039
				槽面深	-385.715295
				面 积	192.857475
				梯 形	192.85

所 在	世田谷区豪徳寺二丁目1081番10の内			
図 面 名	現 況	測 量	図	
測量年月日	令和 3年 5月17日	緯 尺	1/100	
作成年月日	令和 3年 5月18日	図面No.	03-18-03	
作 成 者				

登記年月日：昭和51年12月7日

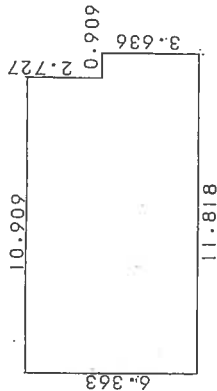
建物図面図

家屋番号	1081-10-5
建物の所在	世田谷区豪徳寺2丁目1081-10

製作年月日	昭和五十年七月三日
製作者	
申請人	

この図面はA3版をA4版に縮小したものです

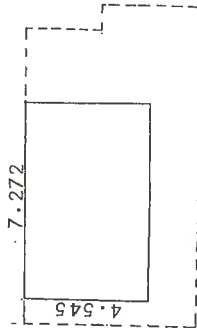
1 階



求積
 $10.909 \times 6.363 = 69.4139$
 $0.909 \times 3.636 = 3.3051$
計 72.7190

床面積 72.71㎡

2 階

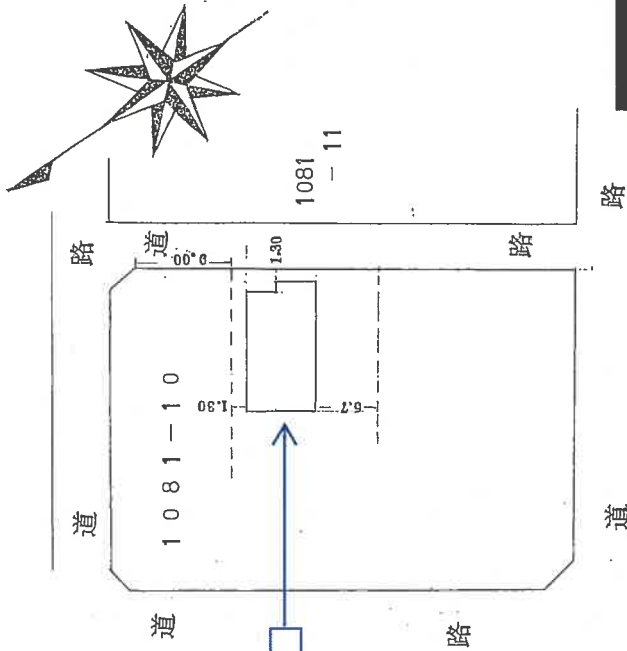


求積
 $7.272 \times 4.545 = 33.0512$
床面積 33.05㎡

150646

(東京土地家屋調査士会用紙)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------



51, 12, 7

